確 約 書

一般財団法人SGH防災サポート財団(以下「甲」という。)及びSGホールディングス株式会社(以下「乙」 という。) は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」という。) の定める上場規程第422条及び施行規則第 2編第4章第2節第2款の規定に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 2025 年8月1日割当の乙株式 20,000,000株(以下「本件株式」という。)に関し、以下のとおり確約する。

- 第1条 甲は、本件株式の割当を受ける日である2025年8月1日から2年間において、本件株式の全部又は一 部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の 理由、譲渡の方法等を、乙に書面により報告する。なお、本確約書締結日時点において、甲は本件株式の譲 渡は実施していない。
- 2 乙は、甲が前項に掲げる期間において本件株式の譲渡を行った場合には、直ちに、甲の氏名及び住所並び に当該譲渡の内容を東証に書面により報告する。
- 3 甲は、乙が前項に基づく報告を東証に行うこと及び東証が当該報告の内容を公衆の縦覧に供することに同 意する。
- 第2条 甲は、前条第1項に規定する期間において、乙から請求を受けた場合には、法令に基づく振替口座簿 の写しなど、本件株式の所有状況について確認できる書面を乙に提示する。
- 第3条 甲は、東証の定める上場規程第422条及び施行規則第2編第4章第2節第2款の規定の内容につい て承知し、同規定の定めるところにより、東証に対して乙が負う義務を乙が履行するに当たり、乙が甲に必 要な協力を求めた場合には、これに誠実に対応することに同意する。
- 第4条 甲は、乙が本確約の締結後直ちに東証にその写しを提出すること及び東証がこれを公衆の縦覧に供す ることに同意する。

以上

2025年 9月 2日

甲 (住 所) 東京都江東区新砂一丁目8番2号 称)一般財団法人SGH防災サポー

(代表者名) 代表理事 栗和田 榮一

乙(住 所)京都市南区上鳥羽角田町 68 番地

> (名 称) SGホールディングス株式会社

(代表者名) 代表取締役社長 松本 秀